

# 工事請負契約変更状況(7月分)

平成27年8月4日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
527007	下水道整備課	山岸分区第一工区污水管建設工事	28,576,800	28,643,760	24,038,640	31,921,560	3,344,760	11.7%	(4)	1	H27.7.13	(株)トータル
127003	廃棄物対策課	埋立処分場浸出水対策工事	4,644,000	4,728,240	3,961,440	4,773,600	129,600	2.8%	(4)	1	H27.7.21	(有)フジミ工建
126045	スポーツ推進課	(仮称)通年型スケートリンク建設(建築主体)工事	1,209,600,000	1,220,076,000	1,090,044,000	1,201,385,520	-8,214,480	-0.7%	(4), (5), (7)	2	H27.7.23	菱和建设・吉武建設 特定共同企業体
126046	スポーツ推進課	(仮称)通年型スケートリンク建設(電気設備)工事	239,684,400	246,510,000	221,853,600	242,843,400	3,159,000	1.3%	(4), (6), (7)	2	H27.7.23	館沢電気・トラステック 特定共同企業体
126047	スポーツ推進課	(仮称)通年型スケートリンク建設(機械設備)工事	558,900,000	610,232,400	548,208,000	563,729,760	4,829,760	0.9%	(4), (6), (7)	2	H27.7.23	オヤマダエンジニアリング・伸栄設備 特定共同企業体
126164	市街地整備課	太田地区夕顔瀬橋煙山線等街路築造及び宅地造成工事	102,924,000	117,914,400	101,833,200	110,108,160	7,184,160	7.0%	(4)	3	H27.7.24	(株)石名坂
126343	道路管理課	市道東黒石野東松園四丁目線2-1号橋梁補修その3工事	18,576,000	20,187,360	17,160,120	20,273,760	1,697,760	9.1%	(4), (7)	1	H27.7.24	開成建設(株)
126332	公園みどり課	盛岡城跡公園亀ヶ池棧橋撤去工事	29,700,000	29,707,560	25,404,840	25,154,280	-4,545,720	-15.3%	(4), (7)	3	H27.7.29	(有)光明園
126316	河川課	準用河川広川護岸改修工事	10,044,000	10,071,000	8,544,960	9,859,320	-184,680	-1.8%	(4)	3	H27.7.29	(有)アース
126350	河川課	準用河川木伏川改修工事	5,508,000	5,606,280	4,767,120	5,860,080	352,080	6.4%	(4)	2	H27.7.29	(有)アース
126115	市街地整備課	榊沢田線街路築造及び宅地造成等工事	64,476,000	74,272,680	64,217,880	51,106,680	-13,369,320	-20.7%	(4), (8)	3	H27.7.29	(株)司組
526147	下水道整備課	菜園分区第五工区污水管布設工事及び大沢川原二丁目地内配水管移設その2工事	20,520,000	20,591,280	—	21,116,160	596,160	2.9%	(4), (6)	2	H27.7.30	(株)司組
126345	道路建設課	市道高櫓線歩道新設工事	14,472,000	16,111,440	13,754,880	16,898,760	2,426,760	16.8%	(7)	1	H27.7.31	(株)熊坂建設
127010	道路管理課	市道加賀野四丁目水道橋線歩道補修その4工事	4,849,200	5,693,760	4,784,400	5,741,280	892,080	18.4%	(4), (9)	1	H27.7.31	みちのく工業(株)
527005	下水道整備課	都南東第四処理分区第二工区污水管布設工事	6,966,000	7,138,800	5,934,600	7,092,360	126,360	1.8%	(4)	1	H27.7.31	盛舗建設(有)

※契約金額の変更を伴うものに限る。

# 工事請負契約変更状況(7月分)

平成27年8月4日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約					受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。

(1) 図面, 仕様書, 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。

(3) 設計図書の表示が明確でないとき。

(4) 工事現場の形状, 地質, 湧水等の状態, 施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。

(5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。

(6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。

(7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。

(8) 用地確保等が予定と異なったとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか, 当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。